

議案第 2 3 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年 7 月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

5 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの市長及び副市長の給料月額については、別表第 1 の規定にかかわらず、同表中「937,000円」とあるのは「890,000円」と、「791,000円」とあるのは「759,000円」とする。ただし、別表第 2 の規定を適用する場合における給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

別表第 1 中「950,000円」を「937,000円」に、「802,000円」を「791,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。